

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和5年6月5日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 21 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和5年6月5日(月)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長(議長) 14番 杉山 篤勇

委員 1番 稗苗 史絵 2番 小坂 義則

4番 佐々木 隆 5番 住田 賀津彦

6番 関口 卓司 7番 大崎 章博

8番 金坂 隆男 9番 高橋 順子

10番 松田 治之 11番 北田 直喜

12番 谷越 彦茂 13番 石坂 誠一

5. 総会に欠席した農業委員の数 1名

3番 宮坂 博一

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名

加積地区 西田 八郎

天神地区 武田 博昌

経田地区 経田 高久

7. 議事録署名委員

7番 大崎 章博 8番 金坂 隆男

8. 総会に出席した職員

事務局長 清水 悟史 係長 関口 晶子

主査 本田 陽一 主事 小川 聡志

主事 小林 智樹

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和5年度6月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、7番大崎委員、8番金坂委員にお願いいたします。

議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1,500 m²です。

2ページ目をご覧ください。

【議案第20号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

14番： 事務局からの説明にもあったが、道路拡幅により歪な形となった農地であり、このたび売買の合意が得られたということで申請がありました。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見なし」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り許可を決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第20号は決定いたします。

議案第21号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第21号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は2件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が914 m²です。

【議案第21号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

7番： 1件目については、家のすぐ裏であり、かねてから計画があったもので近隣の農家や近隣住民からの了解を得ているので問題ないかと思われます。

2件目については、事務局からの話にもあったが、過去にどのようにしたか分からないが、今となっては是正するという事なので、ご承認をお願いします。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見なし」の声あり)

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第21号は意見決定いたします。

議案第22号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第22号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

8 ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は4件6筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1,146 m²です。

【議案第22号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

11番： 1件目については、事務局からの説明もあったが、40年ほど前の話でもあり、元の地図がどうだったかもわからない状態であります。これからはきちんとしていきたいということで、両方からも了解を得ているので問題ないかと思しますので、審議のほうよろしく申し上げます。

2番： 2件目については、申請地の周辺も住宅振興地、また小学校に近いということで、位置条件に見合う土地であったということで、申請地を求めら

れたと聞いております。特段、差支え支障がないというふうに思っております。よろしく申し上げます。

7番： 3件目については、譲渡人である祖父が、譲受人である孫が新築するということで土地がありましたものですから、ここに家を建てたいということでした。近隣住民の了解もありますので、ご承認のほどよろしく申し上げます。

6番： 4件目については、事務局のとおりであるが、基盤整備時に田でないと思っておられたということで、申請者らは親戚同士ということで、土地を譲受けるにあたっての手続きをしていなかったということで、よろしく申し上げます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見なし」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第22号は意見決定いたします。

議案第23号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案23号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ

る意見決定についてご説明します。

なお、案件中に稗苗委員及び北田委員の案件が含まれるため、一時退室を願います。

(稗苗委員、北田委員 退室)

今月の案件は全8件、22筆、39,177 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見なし」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第23号は決定いたします。

(稗苗委員、北田委員 入室)

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・非農地通知について
・「農業経営法人化・経営継承セミナー」の開催について (案内)

- ・最適化活動の点検・評価の公表
- ・税制改正要望（案）
- ・農地パトロール

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉会：午後2時36分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第20号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が、以前から労働力不足により農地管理ができないため、譲受人の希望により、農地の所有権を移転するものである。申請地は、水稻栽培に利用されており、権利移転後もこれまでと同様に、水稻栽培を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、5月22日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第4条調査書

議案第22号 受付番号1番

申請者		作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に道下小学校及びみのう医科歯科クリニックが存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	申請地は、学校や病院からも近く利便性が良く、共同住宅の住環境として最適であるため、共同住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画であります。申請書に融資可能証明書を添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は共同住宅敷地の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	生活排水は公共外を新設し、公共下水道施設を利用する。、雨水排水は境界に擁壁を設置し、自然勾配により既存道路側溝へ排水しており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第4条調査書

議案第22号 受付番号2番

申請者		作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、土地改良事業実施区域内農地であり、農地の区分は第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	申請地は、駐車場の一部として平成7年より利用しており、現在も除雪車の格納庫や契約者の駐車場として利用しておりますが、このたび正式な申請をおこない是正します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら駐車場敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場敷地の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう十分に配慮されます。 雨水排水については自然地下浸透とし、生活雑排水については発生しないため、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第23号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人は、昭和57年頃より申請地を住宅から道路までをつなぐ道として利用しており、このたび正式な売買を行うにあたり是正する。	
資力及び信用	申請者は、農地でありなが道路敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、道路敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、道路敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については譲受人の住居敷地内に側溝をつくり排水柵を設置し近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第23号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に新川高校と吉島保育園が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は、子の誕生により生活基盤を整えるため、住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、金融機関の融資可能証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第23号 受付番号3番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（9ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	譲受人は、子が生まれることにより現在の家では手狭になることから、住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、金融機関の融資可能証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については前面道路側溝へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第23号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね16haの一団の農地の中にある農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は平成28年より申請地を資材置場として使用していたが、正式に所有権移転をすることを機に是正する。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で口座通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	土砂造成で雨水排水は自然地下浸透とし、申請地は周囲の地盤より高さが低いため、土砂流出などの被害はないと考える。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		